

被扶養者の条件

1. 主としてあなた(被保険者)の収入で生計を維持(※1)されている75歳未満の方
(後期高齢者医療制度の被保険者とならない方)

2. 対象となる家族範囲(3親等内親族表における範囲)

あなた(社員本人)と同居(※2)でも別居でもよい人	あなた(社員本人)と同居(※2)が条件の人
①配偶者 (双方に戸籍上の配偶者がいない内縁関係も含む) ②子(養子を含む)、孫 ③兄、姉、弟、妹 ④父母など直系尊属	①左枠以外の3親等内の親族 ②配偶者(内縁も含む)の父母および子

3. 扶養家族となるための収入条件

扶養家族になれる人の範囲(3親等内の親族)

対象家族の年間収入(※3)が130万円未満であると見込まれること
(60歳以上または障がい者は180万円未満)

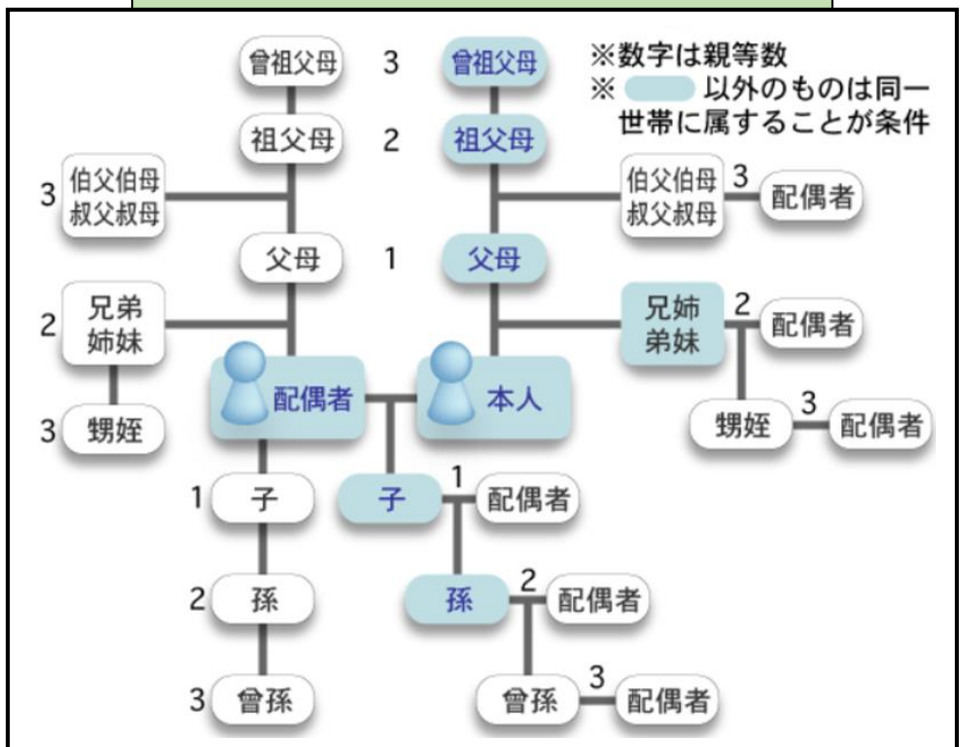
かつ +

同居の場合、あなた(社員本人)の収入の2分の1未満であること

または

別居の場合、あなた(社員本人)の仕送り(※4)が対象家族の年間収入を上回っていること

4. 国内に居住していること
(例外あり)



※1 生計を維持とは?

主として、あなた(社員本人)の収入によりその家族の日常生活が成り立っていることを意味し、その人の生計費の半分以上をあなた(社員本人)が継続的に担っている状態のことをいいます。単にその人の収入が扶養基準内であるということだけで生計維持関係にあると判断されるものではありません。あなた(社員本人)に家族の生計を維持するだけの収入がなく、扶養能力がないと判断される場合は、扶養家族として認定されないことがあります。夫婦が共働きで子どもなどを扶養している場合は、原則として年間収入の多い方(年間収入が同程度の場合は主として生計を維持する方)の扶養家族になります。

※2 同居とは?

同じ家に一緒に住んでいることをいい、完全分離型の二世帯住宅や同じ敷地内でも別棟の場合は、同居と認められません。

※3 年間収入とは?(課税・非課税を問いません)

収入が一定の期間に限られるものであっても、年間の収入に換算します。年間収入で130万円(60歳以上または障害者は180万円)とは、月額108,334円(150,000円)、日額で3,612円(5,000円)に相当します。収入には、給与、賞与、通勤費、年金(障害年金・遺族年金含む)、雇用保険の失業給付、出産手当金、傷病手当金、労働災害保険給付金、不動産収入、利子収入なども含まれます。

※4 仕送りについて

生計費の手渡しは認められません。預貯金通帳の振込記録や郵便書留の控えなどにより、仕送りの事実を確認します。